

函 農 林

令和5年（2023年）5月12日

市議会議員 各位

農 林 水 産 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記資料を参考配付いたします。

記

住民訴訟による違法確認請求訴訟について（誤伐採を含む市有林整備にて発生した間伐材の管理に係る住民監査請求の却下決定の取り下げ請求）

（農林水産部農林整備課）

住民訴訟による違法確認請求訴訟について
(誤伐採を含む市有林整備にて発生した間伐材の管理に係る住民監査請求の却下決定の取り下げ請求)

1 原告

函館市内在住の80歳代の男性

2 被告

函館市長 大泉 潤

※訴状提出時点は、前函館市長 工藤 壽樹

前農林水産部長 川村 真一

3 訴状の提出日等

(1) 訴状提出日 令和5年(2023年)3月2日
(函館地方裁判所が同日受付)

(2) 裁判所訴状送達日 令和5年(2023年)4月12日

(3) 函館市訴状受付日 令和5年(2023年)4月14日

4 請求の内容

原告が令和5年(2023年)2月9日付で却下された住民監査請求
に対して、却下の決定を取り下げをを求める。

消滅した丸太の事実関係につき公表する責務を求める。

5 第1回口頭弁論期日

令和5年(2023年)6月7日(水) 午後1時15分
(函館地方裁判所)

6 その他

(1) 本訴訟は、令和5年(2023年)1月11日付で請求のあった住民監査請求の監査結果(令和5年(2023年)2月9日通知)を不服として提起されたもの。

(2) 監査結果の概要は、別紙のとおり(請求は却下)

(3) 本訴訟に対し、市は応訴する。

住民監査請求の内容と結果

1. 令和5年1月11日付け、住民監査請求（函館市職員措置請求）

（請求内容）

工藤壽樹（前函館市長）および川村真一（前函館市農林水産部長，現函館市教育委員会生涯学習部長）に対する，違法もしくは不当に財産の管理を怠る事実があると認められる行為に対し，必要な措置を講じるよう求める。

（請求の対象行為）

平成28年度施行「市有林整備事業（間伐その2）」設計書にある函館市高岱町の間伐材が，平成29年度施行「市有林間伐材売払」設計書に記載されていないため，市有財産について消滅偽装の疑いが見られる。

また，当該間伐材が売払いされないまま7年間放置されており，良品の丸太が廃材になることは財産の管理義務を怠る行為に該当することになる。

（監査結果）

令和5年2月9日付け，住民監査請求の対象とは認められないと判断し，却下。